

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを経営の重要課題の一つとしてとらえ、その強化に積極的に取り組んでおります。意思決定の迅速化および役割と責任の明確化を目的とした経営体制を構築するために、繊維事業本部、管理本部で組織する本部制を採用しております。また、「企業理念」と、これを実践するための「企業行動基準」を策定し、従業員の法令遵守と倫理行動を徹底しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社の現状の株主構成に占める機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、現段階においては、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、株主構成の状況等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者をはじめとする経営陣幹部の選任は、企業理念に基づき経営全般に関する管理や事業運営を担い当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与するために必要な経験と実績を有していることに加え、高度な能力、幅広い見識、優れた人格等を備えた者を候補者とする方針で、取締役会において最終決定しております。次世代の経営を担う経営陣幹部人材の育成は、持続的な成長を続けるための重要課題の一つと認識しておりますので、今後、十分な時間と資源をかけた計画的な育成が行われるよう、独立役員の意見なども踏まえて最高経営責任者等の後継者計画の策定および取締役会による適切な監督の在り方について検討してまいります。

【補充原則4-3-2】

代表取締役社長の選任にあたっては、企業理念に基づき経営全般に関する管理や事業運営を担い当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与するために必要な経験と実績を有していることに加え、高度な能力、幅広い見識、優れた人格等を備えた者の中から、当社取締役会の決議により決定しております。なお、当該手続においては、今後は独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置し、同委員会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得るなどの方法により、さらなる客観性・適時性・透明性を確保する仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-3-3】

当社取締役会は、会社業績等の評価を踏まえ、代表取締役社長がその機能を明らかに発揮していないと認められる場合の他、代表取締役社長の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任について決議することとしております。なお、当該手続においては、今後は独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置し、同委員会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得るなどの方法により、客観性・適時性・透明性を確保する仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社では現在独立社外取締役を2名選任しております。また、取締役会の下に構成員の過半数を独立役員とする任意の報酬諮問委員会を設置しており、役員報酬制度に関する事項について検討し、取締役会に対して助言・提言を行っております。今後につきましては、更なるコーポレートガバナンスの充実を目指し、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置し、役員の指名等に関する事項についても独立社外取締役の適切な関与・助言を得るなどの方法により、客観性・適時性・透明性を確保する仕組みを検討してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、女性の社外取締役1名を含め、生産・販売・管理等の分野や専門性、経験等の異なる多様な人材でバランスよく、適正人数で構成されており、取締役会全体として、闊達な議論などを通じてその機能の向上を常に図っております。監査役会においては、銀行の執行役員や一般事業会社の取締役、監査役を歴任するなど豊富な経験を持つ社外監査役が中心となり、財務・会計の観点からも適切な指摘を行っており、現在においても十分に当社の経営に資する体制となっているものと考えております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、今後、自社の資本コストを踏まえ、経営計画や資本政策を策定し、その概要を開示いたします。また、策定した経営計画等については、当社取締役会において毎年進捗状況を確認・分析したうえで、必要に応じて、事業構造の見直し、新たな設備投資や研究開発投資、人材育成への投資などの経営資源の配分計画を含めた見直しを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、安定的・長期的な取引関係の構築や取引強化等の観点から、政策保有株式として、取引先の株式を保有しておりますが、保有の意義が必ずしも十分でない判断される銘柄については縮減を進めてまいります。保有にあたっての具体的な方針、その合理性の検証方法等につきましては、引き続き検討してまいります。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、投資先企業の経営状況等も踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上および株主利益の向上に資するものか否かを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、競業取引、利益相反取引を含む取締役や主要株主等との間の取引については、取締役会の承認を要することとしており、取引条件およびその妥当性について取締役会において十分に審議のうえ意思決定を行っております。また、毎年度末に取締役へのアンケートを実施し、取引有無の確認を行っております。

(「主要株主」の解釈については、金商法163条1項にある「議決権を10%以上保有する株主」がこれに該当するものとして整理する。)

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は現在、企業年金制度を採用しておりませんので、アセットオーナーには該当しておりません。今後採用する際には、アセットオーナーとして期待される役割を發揮できるよう、人事・運営の両面にわたり適切な取組みを行い、その内容を開示してまいります。また、運用の際に生じ得る企業年金の受益者と会社との利益相反についても適切に管理してまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社は、コーポレートガバナンスを経営の重要課題の一つとしてとらえ、その強化に積極的に取り組んでおります。

意思決定の迅速化および役割と責任の明確化を目的とした経営体制を構築するために、繊維事業本部、管理本部で組織する本部制を採用しております。

また、次のとおり、「企業理念」とこれを実践するための「企業行動基準」を策定し、従業員の法令遵守と倫理行動を徹底しております。

企業理念

「私たちは、常に清く、正しく、明るくをモットーに、社会貢献し、企業市民として社会的責任を果たします。」

企業行動基準

1. 私たちは、個人の自立、自助、自己責任の原則のもとに、チームワークを大切に企業価値の最大値を創造します。

2. 私たちは

- ・ Everyday Reforming
- ・ Everyday Low cost
- ・ Everyday Advance

を行動基準のキーコンセプトとして、目標を実現出来る行動管理を行います。

3. 私たちは、企業活動を通して、環境問題の改善に積極的に貢献します。

企業理念を実現するため目指すべき姿、それを具現化するための対処すべき課題を念頭に置き、2018年から2020年までの3年間を実行期間とする中期経営計画を策定いたしました。公表した新たな目標達成に向け、収益構造の改善ならびに企業価値の拡大を図ってまいります。

中期経営計画 2018年～2020年『ATSUGI VISION 2020』

<https://www.atsugi.co.jp/ir/pdf/pre300511.pdf>

(2) また、コーポレートガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定め、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

1. 当社は株主の権利を尊重し、平等性の確保に取り組んでまいります。
2. 当社は株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
3. 当社は会社情報を適切に開示し、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
4. 当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行監督機能の実効性の確保に努め、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。
5. 当社は持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう株主との間で建設的な対話を行います。

(3) 当社取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、役員報酬制度に基づき取締役会の決議を経て決定することとしております。

なお、当社は平成28年7月より、役員報酬制度を改定し、取締役(社外取締役を除く)を対象とした、短期の業績に対する役員評価制度ならびに報酬の一定割合を役員持株会に毎月拠出し、自社株式の取得に充当する中長期インセンティブ報酬(自社株取得目的報酬)制度を導入しております。同制度に基づき取得した自社株式は在任期間中および退任後1年間保有することとし、企業価値を持続的に向上させていくことへの動機付けの強化と株主との利害共有を図ってまいります。

また、当社は役員報酬の公正性および客観性を担保することを目的として、取締役会の下に構成員の過半数を独立役員とする任意の報酬諮問委員会を設置しており、取締役会の諮問に応じて、役員報酬制度に関する基本方針に関する事項、役員報酬の構成要素および割合に関する事項等について検討し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

(4) 経営陣幹部を含む当社役員候補者の選任にあたっては、企業理念に基づき経営全般に関する管理や事業運営を担い当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与するために必要な経験と実績を有していることに加え、高度な能力、幅広い見識、優れた人格等を備えた者を候補者とすることとし、取締役会において最終決定いたします。また、監査役候補者の決定に際しては、監査役会の同意も得ています。再任時は、これらに加え、任期中の実績、経営への寄与度等を勘案することといたします。当社経営陣幹部の解任については、当該経営陣幹部がその機能を明らかに発揮していないと認められる場合の他、職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合には取締役会において決議することといたします。なお、取締役の解任を伴う場合には、上記に加え株主総会でも決議するものとします。また、選解任手続においては、今後は独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置し、同委員会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得るなどの方法により、客観性・適時性・透明性を確保する仕組を検討してまいります。

(5) 役員候補者の選解任理由につきましては、株主総会招集通知等において開示いたします。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程において、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行その他の決議事項(中期経営計画などの経営の方針に関する事項や会社の組織体制に関する事項など)を定めている他、職務権限規程において、取締役会、経営会議、代表取締役社長、各本部長等の意思決定機関ならびに意思決定者に対する決裁権限を明確に定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外要件に加え、当社の経営判断に資するような会社経営等の豊富な知識と経験を有し、当社の企業理念の実現と中長期的な企業価値の向上に寄与することができる人材であるという点を重視するとともに、独立性につきましては、金融商品取引所が有価証券上場規程に定める独立役員に関する基準を満たすことを要件といたします。

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、当社の持続的な成長と企業価値向上を図るため、専門性や経験等の異なる多様な人材で構成されるものとし、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を踏まえた適切な員数を維持するものといたします。

【補充原則4-11-2】

当社は、有価証券報告書にて、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役・監査役全員を対象に、取締役会における審議や取締役会の実効性を確保するための環境整備等に関してアンケートを実施し、その集計結果について取締役会で審議し、評価しております。評価結果につきましては、取締役会は概ね良好に機能しており、実効性は確保されていると判断いたしました。一方で、経営計画の進捗状況の報告方法や、経営課題についてより建設的な議論を行う為に今後必要なこと等に関しての意見が出されました。これらについては今後改善を図り、実効性の一層の向上に向けて努力してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、社内役員に対しては、就任時及び就任以降も継続的に、経営者や監査役としての教養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識、法令の遵守等の企業経営に資する情報を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供いたします。社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、工場・事業所視察や担当役員からの説明等を行います。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主様等のステークホルダーの皆様に対し、当社の経営戦略や事業環境への理解を深めていただき、適切な評価を得るため、当社が相当と認める範囲及び方法により建設的な対話の実現に努めてまいります。

IR活動については、代表取締役が株主の皆様と直接対話を持てる最大の機会である株主総会をはじめとして、IR担当取締役による個別面談、証券会社等の外部機関によってアレンジされる投資家カンファレンスやミーティングへの参加など対話機会の充実に努めるとともに、担当部署である管理本部法務担当が、経理部やその他関連部署と緊密に連携を図りつつ、株主様との対話の窓口となりご意見等を承っております。対話において得られた株主様やアナリスト様から寄せられたご意見等は、担当部署より取締役会へ適宜・適切に報告されます。

また、IR活動に際しましては、ディスクロージャーポリシーに則り、既に公開された情報と周知となった事実に関する説明に限定するよう留意する等、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,304,700	7.53
東レ株式会社	1,025,513	5.92
株式会社オンワードホールディングス	612,300	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	498,800	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	388,800	2.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	346,600	2.00
旭化成株式会社	345,100	1.99
江綿株式会社	270,000	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	267,700	1.54
株式会社三井住友銀行	244,344	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 久男	他の会社の出身者								△			
播磨 奈央子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 久男	○	ロジ・ソリューション株式会社出身であるところ、当社は、平成29年7月から同年12月までの間、ロジ・ソリューション株式会社との間でコンサルティング業務契約を締結しており、同社からロジスティクス分野に関するコンサルテーション等の提供を受けていましたが、当該取引は既に終了しており、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。高橋氏の出身であるロジ・ソリューション株式会社と当社はコンサルティング業務契約を締結しておりましたが、すでに同契約は終了していること、また、同氏が同社を退任されてから3年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

播磨 奈央子	○	——	公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有しているうえ、一般事業会社の監査役として経営監督の経験を有しており、その知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。播磨氏は役員の属性のいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
--------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	1	0	3	社内取締役

補足説明

報酬諮問委員会における「その他」構成員は、社内監査役1名、社外監査役2名となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査役に対して、決算監査の開始時に監査計画および方針を説明し、監査終了後に監査結果の報告を定期的に行い、意見交換を行っている。

内部監査については、専従者1名により定型業務および特命事項の監査を行うこととしている。内部監査、監査役監査の相互連携については、定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換および意見交換を行い、相互連携して監査業務を推進している。また、内部統制部門より情報を取得し、改善事項の把握、対応を監査している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)														
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m		
津矢田 邦明	他の会社の出身者													△		
小松 俊二	他の会社の出身者													△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津矢田 邦明	○	当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行の出身であります。当社には、平成30年3月期において、同行からの借入金はありません。	銀行の執行役員や一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 津矢田氏の出身である株式会社三井住友銀行からの借入金は平成30年3月期において存在せず、また、すでに銀行を退任されてから16年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
小松 俊二	○	当社の取引銀行の一つである株式会社横浜銀行の出身であります。当社には、平成30年3月期において、同行からの借入金はありません。	銀行の執行役員や一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 小松氏の出身である株式会社横浜銀行からの借入金は平成30年3月期において存在せず、また、すでに銀行を退任されてから5年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役および監査役は除く)を対象に短期の業績に対する評価制度ならびに中長期インセンティブ報酬(自社株取得目的報酬)制度を導入している。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の支給額 51百万円 支給人員5名
(うち社外取締役1名 4百万円)

監査役の報酬等の支給額 19百万円 支給人員3名
(うち社外監査役2名 7百万円)

(注)1、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2、上記には、平成30年6月28日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬の取締役1名は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、取締役は過半数を独立役員で構成する報酬諮問委員会の諮問を受けて、役員評価制度に基づき取締役会決議により、監査役は監査役の協議により決定しております。取締役(社外取締役を除く)を対象として、短期の業績に対する役員評価制度を導入し、業績向上に対する動機付けの強化を図っております。また、同じく取締役(社外取締役を除く)を対象として、報酬の一定割合を役員持株会に毎月拠出して自社株式の取得に充当する中長期インセンティブ報酬(自社株取得目的報酬)制度を導入し、同制度に基づき取得した自社株式については、在任期間中および退任後1年間保有を義務付けることにより、株主の皆さまとの中長期的な利害の共有を図っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の補佐は秘書室が主管となって行っている。また、社外監査役については、内部監査担当者がその職務を補助している。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
岡安 清友	相談役	経営その他の相談事項に対しての助言	非常勤・報酬無	2010/6/29	有

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

- ・相談役の委嘱は、取締役会にて決議しております。
- ・長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を生かし、経営その他の相談事項に対して必要に応じ当社より助言を求めることがあります。が、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状の体制の概要

当社は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成する取締役会を経営意思決定機関と位置づけ、当社グループの重要事項について審議、意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しております。また、当社は業務執行機能と経営監督機能を分離するため、執行役員制度を採用し、重要な意思決定の迅速化・業務執行の責任の明確化を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や代表取締役との意見交換、取締役・執行役員その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査人との情報交換等により取締役の職務執行を監査しております。

取締役会の下には、当社取締役で構成する経営会議を設置し、原則として隔週開催し、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。また、関係会社役員も参加するグループ幹部会議を原則年2回開催し、グループ経営上の方針に基づく達成度の確認を行っております。

2. 会計監査の状況

当社の会計監査業務については、EY新日本有限責任監査法人が監査を実施している。なお、2017年度の監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りである。

指定有限責任社員 業務執行社員 神山宗武
指定有限責任社員 業務執行社員 寶野裕昭

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名
その他 10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

以上の体制により、迅速な意思決定、経営監視を図り、企業価値の向上と効率的な経営を推進するに十分なガバナンス機能を有していると判断するため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限より早期に発送することにより、株主の議決権行使を促進している。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、決議通知を掲載している。 議決権行使書返送を促すチラシの封入を行っている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載している。	
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIRのページを設置し、開示した資料はすべてホームページに掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 法務担当がIRを担当している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範を策定し、企業活動を行う上で守るべき基準を文書化し、その遵守を徹底している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001を取得し、環境保全活動を行っている。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社および子会社を対象とする「企業行動基準」および「役員行動規範」を当社にて制定し、当社および子会社全社員に啓蒙することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - 2) 当社内部監査担当者が、当社および子会社の業務運営の状況を把握して、法令・定款への適合性および業務運営の妥当性・合理性を確認し、その改善を図るために内部監査を実施する。
 - 3) 当社および子会社における取締役等および使用人の職務執行の適法性の確保をより確実にするため、当社において独立性の高い人材を含む社外取締役と社外監査役を選任し、当社取締役会による監視を行う。
 - 4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応する。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 経営会議議事録その他取締役の職務執行に関連する文書については文書管理規程に則り作成保存する。
 - 2) 文書の保存期間および保管場所は文書管理規程に定めるところによる。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスク管理については、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、主管部署である当社管理本部法務担当がリスク管理規程に基づき、当社および子会社のリスクを総括的に管理する。
 - 2) 当社内部監査担当者が子会社も含めた部署毎のリスク管理状況を監査し、結果を定期的に当社担当取締役に報告する体制とする。
 - 3) 当社および子会社の重要なリスクについては、状況および対応策を当社担当取締役が当社経営会議において報告する。
4. 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社各本部および子会社は年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、全社員に公開することにより、取締役等と社員が目標を共有し、目標達成に向けての意思統一を図る。
 - 2) 当社各本部および子会社の目標の達成度は、当社取締役で構成する経営会議において定期的にレビューし、進捗管理を行うことにより、業務の効率性を確保する。
 - 3) 当社および子会社の重要事項については、当社取締役で構成する経営会議において審議を行う。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社関係会社管理規程に基づき、子会社は当社が採用する本部制における各本部長の管理下に置かれ、子会社の業務執行については、当社各本部長が各子会社より報告を受ける。この他、当社および子会社の経営幹部を構成員とするグループ幹部会議を定期的に開催し、各子会社より報告を受け、重要事項についての協議、決定を行う。
 - 2) 重要な子会社については、会計監査人による監査を実施し、社外からの監査を行うことで、業務の適正を確保する。
6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社において、当社監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。
7. 前号の使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価については、当社監査役会の意見を尊重する。
 - 2) 当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けない。
8. 当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社および子会社の役員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - 2) 当社および子会社の役員は、法令等の違反行為や当社および子会社の財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当社倫理情報受付窓口へ報告し、当該倫理情報受付窓口担当者は、当社監査役にその内容の報告を行う。
 - 3) 当社内部監査担当者による当社および子会社に対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の結果は、遅滞なく監査役に報告することとする。
 - 4) 監査役は、当社取締役を構成員とし、当社および子会社の経営上の重要事項を報告・決定する機関である経営会議に出席し、重要事項について報告を受けるとともに必要に応じ意見を述べる。
9. 8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役へ報告を行った当社および子会社の役員に対し、当該報告をしたことを理由として当社および子会社が不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役員に周知徹底する。
10. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
 - 2) 監査役会が、外部の会計監査人と定期的に監査方針および監査状況の報告を受け、意見交換を行う機会を確保する。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応することとしている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

記

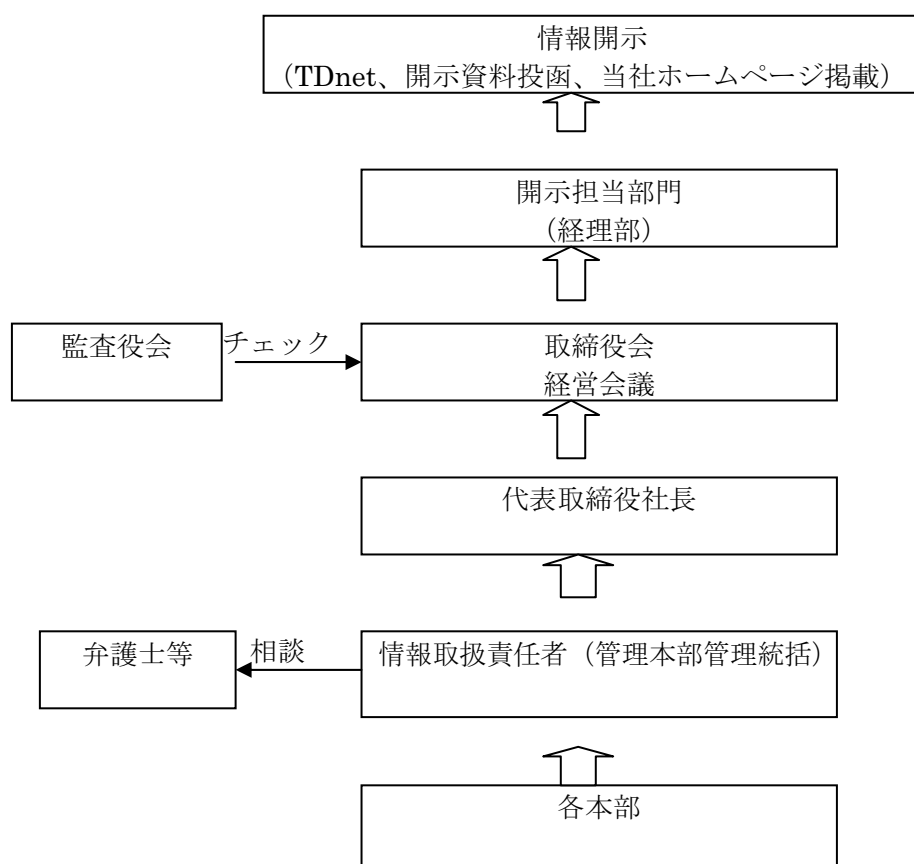
1. 適時開示の基本方針

当社は、「常に清く、正しく、明るくをモットーに、社会貢献し、企業市民としての社会的責任を果たす」との企業理念に沿い、株主等のステークホルダーの皆さまに対して、透明性・信頼性ある企業情報の提供を約束します。企業としての社会的責任を果たすため、関係法令や上場証券取引所の定める適時開示規則に則り、透明性・信頼性ある企業情報を適時かつ適切に開示することにより、ステークホルダーの皆さまと円滑かつ積極的なコミュニケーションを実現したいと願っております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社グループにおける重要な決定事実、発生事実については、情報取扱責任者である管理本部管理統括に集約され、金融商品取引法等の関係法令および上場証券取引所の「適時開示規則」に定められた開示項目に該当するか否かを判断し代表取締役社長に報告され、取締役会決議等の手続を経た後、すみやかに開示を行う体制としております。

3. 適時開示に係る社内体制の概要図



以上

